

表 1-6 フランスと世界のブログ数比較<sup>16</sup>

国	ブログ数	月次 増加率	インターネットユーザ ー数に占める割合 (%)
ドイツ	100 万 (うちアクティブ 400 万)	+30%	0.03
中国	3,600 万 (うちアクティブ 1,000 万)	+60%	0.32
米国	5,000 万 (うちアクティブ 1,500 万)	+15%	0.24
フランス	900 万 (うちアクティブ 250 万)	+25%	0.35
日本	1,000 万 (うちアクティブ 300 万)	+20%	0.12
世界全体	1 億 5,000 万 (うちアクティブ 4,000 万)	+30%	0.15
英国	400 万 (うちアクティブ 150 万)	+25%	0.17

「Ipsos」の 2009 年の調査では、9～17 歳の子どもの 41%が自身のブログを持っていると回答している。特に女子でこの割合が高く、半数近く (47%) に達する。男子ではこの割合は 35%であった。

## イ SNS

メディア視聴率調査会社「Médiametrie」の 2009 年の調査によると、フランスで少なくとも 1 件の SNS に登録しているインターネットユーザーは 1,600 万人で、そのうち「毎日」「ほぼ毎日」閲覧するユーザーは、SNS ユーザー全体の約 4 分の 1 (430 万人) に上る。ユーザーの大部分は若年層で、35 歳未満が全体の 62.9%に上る (ちなみに、この世代がインターネットユーザー全体に占める割合は 45.8%である)。青少年<sup>17</sup>がインターネットユーザー全体に占める割合が 18.1%であるが、この世代が SNS ユーザー全体に占める割合は 29.2%に上っている。

フランス国内で最も利用されているのは Facebook、WindowsLive、Copainsdavant で、インターネットユーザー全体に対する登録率はそれぞれ 37%、46%、49%となっている<sup>18</sup>。Facebook の登録者数は 1,500 万人で、そのうち 8 割は 15～24 歳の若い世代である。Facebook が生まれて 6 年になるが、特に 2006 年、写真付きのプロフィールが加わってからというもの登録が加速され、閲覧頻度も高くなった。その他、MySpace、Twitter などが利用されているが、登録率はそれぞれ 8%と 5%と低い。

<sup>16</sup> 出典は「Blog Herald Tribune, Technorati, Journal du Net, 2006」による。

<sup>17</sup> 16～24 歳を指す。

<sup>18</sup> 数字は調査会社「Ifop」による。

「Ipsos」が実施した2009年の調査では、9～17歳の子どもの56%がFacebookに登録していると回答している。特に13～18歳の女子でこの割合が高く、67%であった。ちなみに、Dailymotion、YouTubeで動画を見る子ども<sup>19</sup>の割合は68%となっている。

SNSの利用にともなうリスクについては、全世代において個人情報保護措置の強化を求める声強いが、それにも増して、ユーザー自身が掲載情報を選択することが必要だという意見が大多数を占めている。この点が注目され、ユーザーの自己責任が重視されている。12～24歳においても、ユーザー側が慎重に利用すべきという意見が94～95%となっている（表1-7）。

表 1-7 SNSにおけるプライバシーについての意見 (%) <sup>20</sup>

		SNSはユーザーのプライバシー保護を強化すべきである	SNSユーザーが掲載情報に注意すべきである
性別	男性	81	93
	女性	82	93
年齢	12～17歳	85	95
	18～24歳	73	94
	25～39歳	80	96
	40～59歳	85	94
	60～69歳	84	92
	70歳以上	81	88

## ウ ゲーム

オンラインゲームの利用は、特に10代前半の男子において目立つ。「Ipsos」の2009年の調査では、15～17歳の約半数（52%）の男子が複数のプレイヤーと長時間ゲームをしていると回答している。特に人気があるのは、World of Warcraft<sup>21</sup>とDofus<sup>22</sup>であった。この年齢層の男子は、「夜、家族が寝静まったらこっそりプレイしている」との回答が51%に上った。9～17歳では、オンラインゲームをする子どもの割合は26%（男子は39%）、「こっそりプレイする」は29%となっている。ゲームに長時間を費やすことで親と喧嘩になるという子どもは全体の34%に上っている。

インターネットユーザー全体の傾向と比較すると、若年層におけるブログやインスタン

<sup>19</sup> 13～18歳を指す。

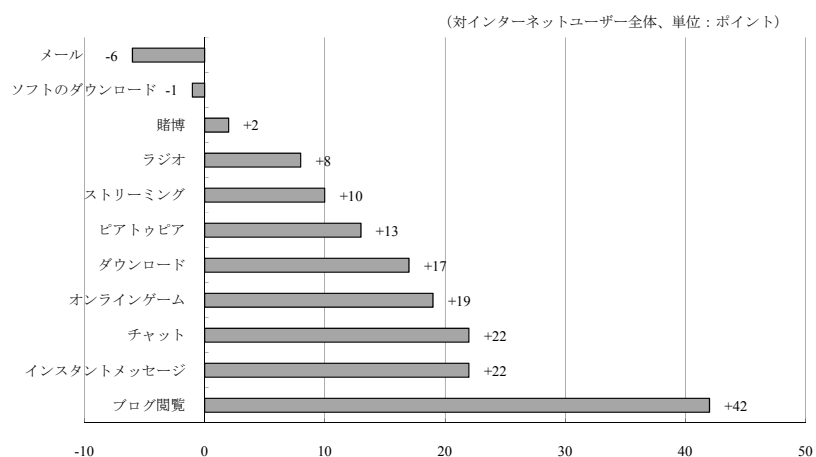
<sup>20</sup> 出典は生活環境調査観察研究所（CREDOC）「Conditions de vie et Aspirations des Français, juin 2009」による。

<sup>21</sup> 米Blizzard Entertainment社が開発運営しているオンラインゲーム。

<sup>22</sup> 仏Ankama社が開発したオンラインゲーム。

トメッセージ、チャットの利用が非常に多いことが分かる。図1-1のグラフは、「Médiаметrie」が2005年の第3四半期に実施したアンケート調査の結果であるが、これを見ると、13～17歳は平均的なインターネットユーザーに比べてブログ利用が42ポイント多く、「ブログ世代」である。ブログ、インスタントメッセージ、チャットの利用が多い代わりに、メールの利用は全体に比べて6ポイント少ない。趣味の分野では、この世代はオンラインゲームや音楽のダウンロードの利用頻度が高いことが特徴である。ちなみに、この調査はFacebookなどのSNSが浸透する以前のもので、アンケート項目にSNSが入っていない。

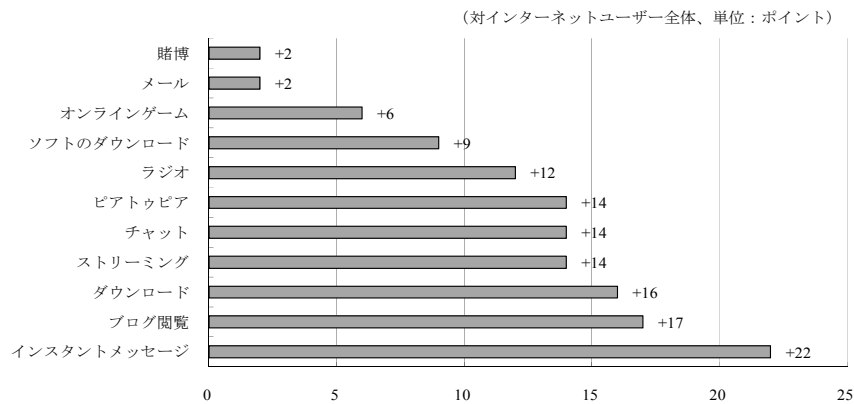
図1-1 13～17歳のインターネット利用の内訳<sup>23</sup>



18～24歳では、平均的なインターネットユーザーの利用内容と大きな違いはなくなる。メールの利用が下の世代に比べて多くなるが、インスタントメッセージやブログの利用はこの世代でも定着している(図1-2)。

<sup>23</sup> 出典はMédiаметrieによる。

図 1-2 18～24 歳のインターネット利用の内訳<sup>24</sup>



また、若年層ユーザーの特徴として、複数の媒体を同時に利用するという点があげられる。2008 年の上院報告書では、11～20 歳のユーザーの 67.5%が頻繁に「複数の媒体の同時使用を行う」との報告がされている。特にテレビ、インターネット、携帯電話の同時使用、パソコンの前に座って複数のウィンドウを並べて使用する<sup>25</sup>ことがこの世代の特徴であるとしている。

#### (4) 青少年の携帯電話利用数・利用率

「CREDOC」が 2009 年に実施した調査によると、携帯電話の普及率は全人口の 82%で、前年に比べて 4 ポイントの増加であった (図 1-3、表 1-8)。

また、国際電気通信連合 (ITU ; International Telecommunication Union) による調査 (2008 年) によると、人口 100 人あたりの携帯電話契約台数は日本が 86.73 台であるのに対し、フランスでは 93.45 台となっている。

<sup>24</sup> 出典は Médiametrie による。

<sup>25</sup> ゲームソフトをダウンロードしながらパソコン内で写真の整理をすることなどが挙げられる。

図 1-3 全人口に対する携帯電話保有率 (%) <sup>26</sup>

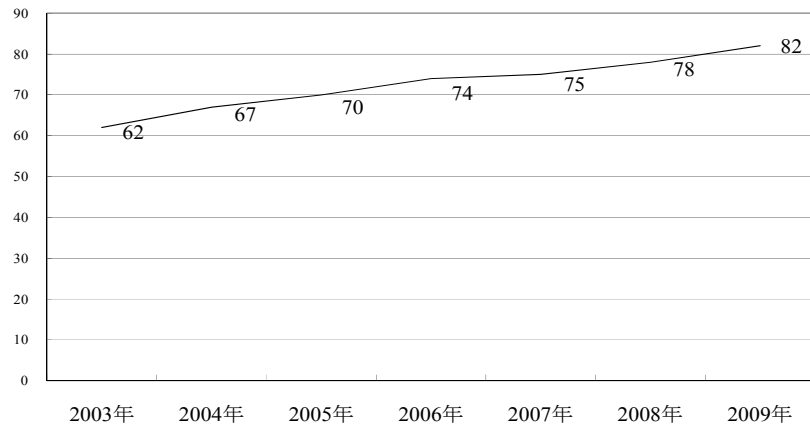


表 1-8 携帯電話保有率の推移 (%) <sup>27</sup>

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
性別	男性	72	76	77	78	85
	女性	68	72	74	78	79
年齢	12～17歳	72	70	78	76	83
	18～24歳	94	97	96	99	98
	25～39歳	85	91	90	92	96
	40～59歳	73	77	77	81	86
	60～69歳	54	58	62	69	74
	70歳以上	27	31	33	37	42

2008年11月に6～18歳の子どもを持つ親を対象に実施された「e-enfance/Ipsos」調査によると、携帯電話を持っている子どもの割合は、9～10歳で19%、11～12歳で49%、13～14歳で78%、15歳以上では95%に達するとの結果が出ている。この数字は、他の欧州諸国よりも低い。例えば、ベルギーでは10歳で45%、12歳で83%とされている。

青少年のメディア消費の傾向として、複数の媒体の同時使用が特徴的であると前述したが、それは携帯電話の使用方法に顕著に現れている。携帯電話の保有率が12～17歳で83%、18～24歳では98%と高いことに加えて、これらの若年ユーザーは備えられた機能を日常的に使いこなしている。この世代にとって携帯電話は「(多機能が一つの容れ物に入った) スイスナ

<sup>26</sup> 出典は生活環境調査観察研究所 (CREDOC) 「Enquêtes sur les «Conditions de vie et les Aspirations des Français»」による。

<sup>27</sup> 出典は生活環境調査観察研究所 (CREDOC) 「Enquêtes sur les «Conditions de vie et les Aspirations des Français»」による。

イフのようなもの」であると言われている。電話としての機能のほかに、写真、動画、SMS、MMS、MP3、ゲームなどが日常的に使用されている。

さらに、青少年の携帯電話に対する特徴的な意識として、強い愛着を持っているという点があげられる。15～24歳の75%が、「朝、家を出たあとに携帯電話を忘れていることに気がついたら、取りに戻る」と回答している。この割合は、「家の鍵」に次いで多く、「携帯電話」「身分証明書」と続くことから分かるように、携帯電話は若者の生活になくてはならないものとなっている。

フランスでは、まだ3G携帯電話が日本ほど普及しておらず、音声利用とSMSによる文字通信が主流である。携帯電話からのインターネットアクセスはまだ少数で、全人口の10%に過ぎない(図1-4)。ただし、フランスではインターネットのすべてのアクセス方法<sup>28</sup>がここ数年で飛躍的に増加している。特に携帯電話からのアクセスは2008年比で5ポイントの上昇を遂げており、今後もこの傾向は加速するものと見られている。

図 1-4 携帯電話でのインターネット接続 (%) <sup>29</sup>



なかでも、青少年の携帯電話によるインターネットアクセスの増加は顕著である(表1-9)。2009年、携帯電話からインターネットにアクセスした人が年齢区分別全人口に占める割合は、12～17歳で31%となっている。「CREDOC」の調査結果によると、自宅以外の場所(図書館やインターネットカフェなど)でインターネットを利用する青少年の割合が高くなっている。

<sup>28</sup> 自宅、職場、インターネットカフェや図書館、ノートパソコン、携帯電話からのアクセスを指す。

<sup>29</sup> 出典は生活環境調査観察研究所(CREDOC)「Enquêtes sur les «Conditions de vie et les Aspirations des Français»」による。

表 1-9 全人口に対する携帯電話インターネットユーザーの割合 (%) <sup>30</sup>

		2006	2007	2008	2009	2008～2009年の推移 (pt)
性別	男性	21	20	19	29	+10
	女性	15	13	13	17	+4
年齢	12～17歳	32	30	30	31	+1
	18～24歳	44	38	36	54	+18
	25～39歳	23	21	21	32	+11
	40～59歳	11	11	11	18	+7
	60～69歳	5	7	5	6	+1
	70歳以上	0	1	1	1	-

表 1-10 は、携帯電話利用者全体に占める SMS、インターネット、ダウンロード、メール、テレビの利用率である。SMS の利用者のうち 16% がインターネットを、13% がダウンロード機能を、10% がメールを、5% がテレビを利用している。

表 1-10 携帯電話利用内容の相互関係 (%) <sup>31</sup>

	SMS	インターネット	ダウンロード	メール	テレビ
SMS	100	16	13	10	5
インターネット	95	100	39	47	26
ダウンロード	92	49	100	23	13
メール	89	77	30	100	24
テレビ	89	87	36	50	100
平均	74	13	10	8	4

携帯電話でインターネットを利用しない理由について、12～24 歳で最も多いのは「通信料が高額だから」であった。収入源を持たない青少年世代にとって、携帯電話は親から付与されるものであり、携帯電話からもアクセスしたいが親の意見に従う必要があり、自分の意向を通すことができないと察せられる。「インターネットにアクセスできないタイプの携帯電話だけ

<sup>30</sup> 出典は生活環境調査観察研究所 (CREDOC) 「Enquêtes «Conditions de vie et les Aspirations des Français»」による。

<sup>31</sup> 出典は生活環境調査観察研究所 (CREDOC) 「Enquêtes «Conditions de vie et les Aspirations des Français»」による。

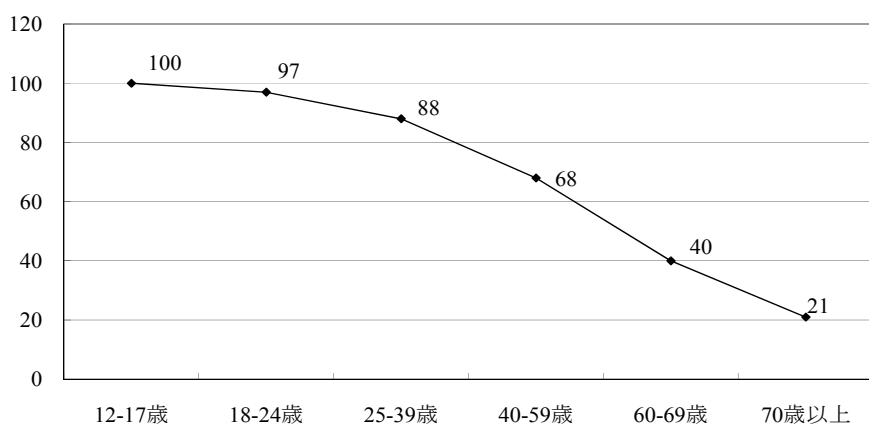
ら」という理由も目立つ（表1-11）。

表 1-11 携帯電話からインターネットアクセスしない理由 (%) <sup>32</sup>

		必要ないから	通信料が高額だから	アクセスできないモデルだから	その他	計
性別	男性	46	22	19	13	100
	女性	44	22	20	14	100
年齢	12-17歳	24	43	26	7	100
	18-24歳	30	37	22	11	100
	25-39歳	49	26	15	9	100
	40-59歳	47	17	20	17	100
	60-69歳	55	10	20	15	100
	70歳以上	51	4	24	20	100

携帯電話の電話以外の機能のなかで、青少年が最も多く利用していると思われるのがSMSである。「CREDOC」が2009年に実施した調査によると、携帯電話を持つ12～17歳の子ども100%、18～24歳の97%が「SMSを使用している」と回答している（図1-5）。

図 1-5 SMS 利用者の割合 (%) <sup>33</sup>



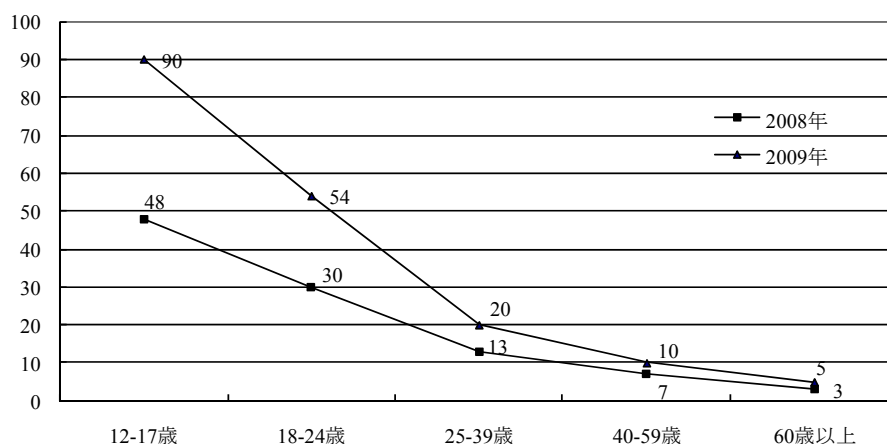
<sup>32</sup> 出典は生活環境調査観察研究所（CREDOC）「Enquêtes «Conditions de vie et les Aspirations des Français» による。

<sup>33</sup> 出典は生活環境調査観察研究所（CREDOC）「Enquêtes «Conditions de vie et les Aspirations des Français» による。



携帯電話事業者による「無制限 SMS サービス」が増加したためか、SMS 利用者が送付する SMS 数も飛躍的に伸びている。2008 年には 1 週間の平均送付 SMS 数は 19 件だったのに対し、2009 年にその数は 30 件に達している。特に若年層における利用頻度は急増しており、12～17 歳では週平均 90 件、18～24 歳では同 54 件と高い数字になっている（図 1-6）。

図 1-6 年齢別 SMS 送付数／週<sup>34</sup>



#### (5) 青少年のインターネット利用に伴う青少年の生活等への影響

青少年のインターネット利用は近年著しく増加しており、その内容も多様化している。これに伴い、インターネット利用に伴う問題も頻発しかつ深刻化している。従来のメディアでも問題視されていた点に加えて、インターネット特有の新しい問題が発生している。

従来のメディアにも付随していた点として、

- ・ 特に学校における集中力の欠如
- ・ 情報の確認、識別や批判する能力の必要性
- ・ 過度の利用や「中毒症状」
- ・ 未成年者保護の必要性
- ・ 子どもの社会性への影響

<sup>34</sup> 出典は生活環境調査観察研究所（CREDOC）「Enquêtes sur les «Conditions de vie et les Aspirations des Français»」による。

などがあげられるが、新しい問題点として、

- ・ 第三者による情報（特に個人情報）操作や使用
- ・ 著作権やプライバシー保護対策の強化の必要性
- ・ 親子関係の変化

などがある。特に親子間にギャップが生じる点は、家族・メディア委員会の 2009 年度報告書の中でも大きくとりあげられており、子どもの保護対策を強化しメディア教育を浸透させる重要性が唱えられている<sup>35</sup>。

#### ア 保健衛生上の問題：電磁波の影響

1990 年代にはビデオゲームの長時間使用に起因する痙攣発作のリスクが取沙汰された。この問題については現在ではより客観的な分析がなされるようになったものの、保健省は 1996 年にビデオゲームについての注意事項に関するデクレを發布し<sup>36</sup>、ゲームによる弊害の予防に努めた。

現在では、ビデオゲームによる弊害よりはむしろ、携帯電話から発せられる電磁波が生体に与える悪影響を懸念する声のほうが強い。電磁波の影響については、2008 年、携帯電話の中継塔の近隣住民が体調の不調を理由にブイグテレコム（携帯電話事業者）を起訴した事件で、裁判所が事業者の中継塔の撤去を命じた判決が出たことでも世間の注目を浴びた。フランス環境・労働保健安全協会（AFSET : Association française de sécurité sanitaire de l'environnement et du travail）では定期的に電磁波の安全性に関する報告書を発表しているが、2003 年と 2005 年には、同団体は児童が電磁波に曝されないよう最大限の注意を払うようにとの警告を発し、その解決策に関する啓発活動を行った。上院では 2009 年 10 月に環境グルネル関連法案の中で、幼稚園及び小中学校での携帯電話の使用を禁止している。この法案は、下院にて再度審議を経て成立する見込みである。

ただし、現状においては、若年層をターゲットにした携帯電話の販売における宣伝広告に規制は設けられておらず、事業者がより頻繁に携帯電話を使用することを促進するような文言を用いたり、子どもの興味をそそる遊びの要素の強い商品を開発している。

#### イ 身体的影響

後述の「インターネット中毒」の項でとりあげる依存症のケースや、極端なネットゲーム愛好者の間では、長時間にわたって端末を操作する作業を続けることで生活様式が変化するばかりか、身体的な症状が現れるとされている。2008 年 10 月 22 日付フィガロ紙によると、パリ市内の公立学校で就学年齢の児童・生徒を対象に実施された調査では、インターネットの長時間使用に伴い、多くの学童に、寝付きが悪い、夜中に目が覚めるなどの睡

<sup>35</sup> 家族・メディア委員会の 2009 年度報告書による。

<sup>36</sup> 1996 年 4 月 23 日付けデクレ第 96-360 号による。

眠障害が引き起こされているという結果が出ているとのことである。同紙によれば、コンピューターの使用時間が長くなり、スクリーンの明度を強くすることにより、眠りを誘うホルモン（メラトニン）の正常な分泌が妨げられて寝付きが悪くなるという。

また、パソコンの長時間の連続使用に起因する身体的症状として、一般的には眼精疲労やキーボード腱鞘炎が知られているが、パソコンの使用による視力への影響はあまり問題になっていない。マウスの長時間使用による腱鞘炎を起こすケースは極端な例として報告されるにとどまっている。

#### ウ インターネット中毒：人格形成上の障害

「インターネットはなくてはならないものであり、ないと苦痛となる」という人が増えている<sup>37</sup>。ユーザーの置かれている状況によっては麻薬と同様に「インターネット中毒」症状を呈することもある。「インターネット中毒」とは、インターネットの長時間使用のために、時間の使い方だけでなく生活態度にまで影響が出ることを指す。例えば、インターネットをなかなかやめられないために日常生活に支障をきたす（遅刻、集中力の欠如等）、インターネットをしないと不安になる、インターネットに没頭して実生活に興味を失う（交友・家族関係の希薄化、社会性の欠如）等が症状としてあげられる。「インターネット中毒」はユーザー全体の6～8%に達すると見られている<sup>38</sup>。

中学生444人を対象に実施された余暇の過ごし方に関する調査では、テレビ、パソコン、ゲーム機など「モニターを前にした」遊びが目立った。「なくてはならない」というインターネット中毒は全体の7%、ゲーム中毒は7%、テレビ中毒は5%という結果が出た。3人に1人は、ウィークデーは毎日2時間以上インターネットに費やしている。こうしたインターネットの長時間使用は特に男子生徒に多く（39%）、また、自室にパソコンを持っている生徒（44%）や片親家庭の生徒（35%）でも高い数字を示した<sup>39</sup>。

こうしたインターネット中毒がなぜ発生するかについて、日常の困難や苦痛からの逃避を理由にあげる意見もある。具体的には、

- ① 内気な性格
- ② 自信がない
- ③ 社会の中での居心地の悪さ
- ④ 親の不在

など様々な要因が考えられるが、これらは青少年期に起こる自分自身に関する問いかけに深く関係している。身元を明かすことなく問いを発し、即座に反応を得られるインターネ

<sup>37</sup> 上院報告書「ニューメディアの青少年への影響に関する報告書」（2008）

<sup>38</sup> 上院報告書「ニューメディアの青少年への影響に関する報告書」（2008）

<sup>39</sup> Louacheni, Plancke, Israel 「Les loisirs devant écran des jeunes: Usages et mésusages d'internet, des consoles video et de la télévision」（2007）

ットは一つの解決法となっている。親元を離れて暮らす学生が、まずインターネットにまずは娯楽を、さらにそして交遊関係を求めるうちにこの中毒症状に陥るのは理解しやすい一例である。

インターネット中毒は、青少年の成長過程に有害な影響を与えうる。発作的にインターネットに飛びついて長時間を過ごす、ネット上で自分のしていたことを偽る、家族や友人との直接のコミュニケーションが少なくなる、そして最後にはインターネットに接続できないと機嫌が悪くなるなど、人間関係を築くうえで弊害が現れると考えられている<sup>40</sup>。

#### (6) インターネット上のウェブサイトを利用して児童買春などの犯罪被害に遭った青少年の数・実態

国連の発表によると、インターネット上で児童ポルノサイトを介して子どもとの接触を図ろうとしているユーザー数は世界中で75万人に達するという。憲兵隊内の対人暴力撲滅中央局 (Office central de répression des violences aux personnes : 以下、「OCRVP」という。) の数字では、フランスはインターネット上の児童ポルノサイトへのアクセスが欧州内ではドイツに次いで多く、世界第4位である。

児童ポルノ関連の犯罪被害件数に関する全国統計数字は見当たらないが、表1-1のOCLCTIC 発表の数字 (インターネットユーザーから寄せられた通報に基づく) から、ネット犯罪に占める児童ポルノ関連犯罪はかなり多いと推察できる。

なお、ネット犯罪に限った数字ではないが、2009年時点で、カーン (Cean)<sup>41</sup> 刑務所の400人の受刑者のうち、半数以上が15歳未満の未成年者に対する強姦行為によるものであったという「Forensic Science」の調査報告がある (表1-12)。

---

<sup>40</sup> 2008年9月28日付ケル・モンド (Le Monde) 紙

<sup>41</sup> ノルマンディ地方の都市。

表 1-12 カーン刑務所の受刑者 400 人の受刑理由<sup>42</sup>

犯罪の内容	受刑者数	割合 (%)
15 歳未満の未成年者 <sup>43</sup> への強姦	218	54.50
成人への強姦	60	15.00
殺人	87	22.00
武器を使用した窃盗	15	3.50
暴力による窃盗	5	1.25
性的暴行	12	3.00
麻薬取引	1	0.25
未成年者への暴行	1	0.25
未成年者誘拐	1	0.25

有害情報に出会ったことのある青少年の数については、家族省家族問題各省連絡委員会 (Délégation interministérielle à la famille) が 2005 年に「Ifop」に発注した意識調査によると、子どもの 33%がショッキング又は暴力画像、あるいはポルノ画像をインターネット上で目にしたことがあると認めている。この結果は子どもの自己申告によるもので、こうした話題につきものの羞恥心や牽制心がはたらいっている事が考えられるため、実際には多少引き上げられるべき数字と見られる。

また、Facebook を利用する 13～18 歳の青少年 2,670 人を対象に「e-enfance」が「Ipsos」に発注し、2009 年 4 月から 5 月にかけて実施された調査によると、以下の数字が得られた。

- ・ 53%がショッキングな画像（暴力、ポルノ）を見たことがある（この割合は特に男子で多く、3人に2人）。
- ・ 半数近く（48%）が見知らぬ人に会おうと持ちかけられたことがある。
- ・ 20%がオンラインで知り合ったが実際には会ったことがない人と約束をして会ったことがある。この割合は 13～14 歳の男子で高く 30%に上る。女子は比較的用心深い。
- ・ 13～18 歳の 41%がからかわれたことがある。
- ・ 37%が自殺願望や拒食症に関する発言を聞いたことがある。この数字は女子で高く、45%に上る。
- ・ 29%は性的な勧誘を受けたことがある。特に、13～14 歳の女子では、この割合は 43%に達する。
- ・ 25%が身元（名義）を勝手に使用されたことがある。特に女子でこの傾向は強く、全体の

<sup>42</sup> 出典は「Forensic Science」による。

<sup>43</sup> フランスでは、性関係における成人年齢は 15 歳とされている。

45%に上る。

- ・ 18%が脅迫に遭ったことがある。特に13～14歳の男子でこの割合は多く、23%に上る。

総じて、13～18歳の青少年の90%が、何らかの形でインターネットのリスクに遭遇したことがあるという結果となっている。

## (7) 青少年のインターネット利用の際のフィルタリング利用率

フィルタリングとは、パソコンに市販のソフトをインストールしたり、あるいはプロバイダが提供するフィルタリングサービスを利用したりして有害な情報へのアクセスを制限することである。また、情報の発信（ブログ、チャットなど）を制限することもできる。

### ア PC ウェブブラウザによるフィルタリング

主要なウェブブラウザには、ユーザーのPCで設定できるフィルタリング機能があらかじめ搭載されている。この機能においては、インターネット上のコンテンツはサイト運営者の自己評価で設定したカテゴリーを基準として表示／非表示に分類される。つまり、このフィルタリングシステムでは、外部機関によるチェックがない。また、この分類はインターネットサイトにのみ適用され、メールメッセージ、ファイルの送受信、チャットなどは適用外となる。現時点では、自己評価に基づくラベリングがなされたサイトは少数であるため、使用効果もきわめて限定されている。

### イ プロバイダによるフィルタリングサービス

デジタル経済法（2004年）第6条により、PC／携帯電話を問わずプロバイダは法的にフィルタリングサービス提供が義務づけられており、さらに2006年以降はこのサービスは無料となっている。フィルタリング提供に関して、家族省と事業者（AFA及びAFOM）間で合意書が交わされている。合意書によると、フィルタリングの無償提供とアップデート、啓発活動の実施を取り決め、事業者が作成するフィルタリングソフトのパフォーマンス評価を定期的に行うこととしている。

PCを対象としたフィルタリングソフトはウェブブラウザとインターネットの間に介在している。市販のフィルタリングソフトは、閲覧制限すべきサイトのリスト及び基準となるキーワードに基づいて機能する。これらのリストはブラックリストの場合もあればホワイトリストの場合もあり、さらにこれらを組み合わせることもある。一般に、ホワイトリストをベースに許可されたサイトのみアクセス可能な「児童向け」フィルターと、ブラックリストをベースに特定カテゴリーのサイトを排除する「青少年（adolescent）向け」フ

フィルターがある。禁止すべき（あるいは許可すべき）サイトのリストは、フィルタリングソフトの作成者あるいはそれを使用する機関・団体のアドミニストレータが作成する。キーワードによるフィルタリングは、あらかじめサイトの分類を行う必要がない。

プロバイダの提供するフィルタリングソフトは様々である。例えば AFA<sup>44</sup>加盟の事業者は ICRA<sup>45</sup>フィルタリングソフトを提供している。ICRA は無料のペアレンタルコントロールソフトで、EU の「Safer Internet Programme」の一環として欧州委員会からの補助を受けている。ICRA フィルタリングソフトはサイトのラベリングと親の選択（子どもに見せたい／見せたくないタイプのコンテンツ）の 2 つを組み合わせる機能する。つまり、世界中のウェブページの運営者がラベリングに協力してカテゴリ別に分類されていることを前提としているが、現状ではラベリングされたサイトは少数しかない。ラベル表示のないサイトへのアクセスをすべて拒否して閲覧可能な情報がきわめて少なくなるか、あるいはラベル表示のないサイトも表示して通常の情報量を維持してリスクを冒すかのどちらかを選ばなければならない。バージョンアップした「ICRA プラス」という別の有料ソリューションもある。

プロバイダの提供するフィルタリングソフトは、①ブラックリスト／ホワイトリスト方式、②キーワード登録、③ラベリングによる分類の 3 方式のうち、①と②を組み合わせたものが多い。ソフトのパフォーマンスについては、「e-enfance」が公的援助を受けて定期的にテストしている。2008 年のテスト結果によると、プロバイダの提供するソフトの性能は数年前に比べかなり向上し、「青少年向けモードでのポルノサイトの閲覧制限に加えて、賭博サイトの閲覧制限率も高くなった」とのことである。家族担当相も、「ポルノサイトの閲覧制限率は平均 80%、賭博サイトの閲覧制限率は 90%、暴力・差別・麻薬関連のサイトの閲覧制限率は、2006 年の 20～30%に対して 50～60%に達している」と発表している。これらの数字は、テスト時点で「未成年者に不向きなサイト」としてデータベースに分類・登録されたブラックリストに対して行われたテスト結果で、日々現れては消える多数の不適切サイトは遮断されない。

家族省家族問題各省連絡委員会 (Délégation interministérielle à la famille) が 2005 年に「Ifop」に発注した安全と未成年者保護に関する認識についての 2 件の意識調査<sup>46</sup>によると、子どもの 36%は、子どもの知る限りにおいては、自宅のコンピューターはペアレンタルコントロール機能を備えていないと考えている。ペアレンタルコントロールを実際使ってみた上で役に立つと考えている親は全体の 32%に過ぎないことから、実際の利用率はこの回答よ

<sup>44</sup> Association des Fournisseurs d'Accès et de Services Internet とは、フランスのインターネットサービスプロバイダの業界団体を指す。

<sup>45</sup> Internet Content Rating Association とは、子供が安全にインターネットを利用できるよう、ネット上のコンテンツのレーティング・フィルタリングを推進する国際的な非営利組織 (NPO) を指す。

<sup>46</sup> 「青少年のインターネット利用環境に関する世論」も参照。

りも低いと考えられている。ペアレンタルコントロールソフトを使っていない親は全体の67%に上り、そのうちの18%はこうしたリスク回避措置を「無意味」と断言すらしている。ペアレンタルコントロールが普及しないのは、これが有料サービスである（と思い込んでいる）という理由もがあげられる。

別の調査「e-enfance/Ipsos 2009<sup>47</sup>」では、この問題に関するフランス人家庭における親の子どもに対する態度が明らかにされている。これは、インターネット、携帯電話、ビデオゲームの使用について、親が子どもに対してどのような姿勢で対処しているかを調べた意識調査で、2008年11月に6～18歳の子どもの持つ親を対象に実施されたものである。この調査では、親の過半数（56%）がペアレンタルコントロールソフトを自宅のPCにインストールして、未成年に不適切なサイトをフィルタリングしていると回答している。

また、「Trend Micro」調査報告書<sup>48</sup>では、両親の53.9%がすでにペアレンタルコントロールソフトを利用しているとして、フィルタリングの普及率としては同様の結果が出ている。そのうち54%は子どもの安全のためには不十分と考えている。

ただし、以下の数字に見られるように、親がこれらのフィルタリングソフトの使用方法や特徴について熟知しているとは言い難い。

- ・ プロバイダが無料のペアレンタルコントロールソフトを提供しているということを知らない親は43%に上る
- ・ 家庭内の各ユーザーに個別の設定が可能であることを知らない親は44%。PC自体が子ども向けの設定になってしまうことを嫌がってソフトをインストールしないという誤解がペアレンタルコントロール普及を阻む一因となっている。
- ・ 親の26%が子どもの利用時間帯や時間数を制限しようとしているにもかかわらず、接続時間帯を制限するオプションの存在を61%が知らなかった。
- ・ インスタントメッセージのコンタクト先をコントロールするオプションについては、親の76%が利用したいと答えている。

これに対し、携帯電話の無料ペアレンタルコントロール<sup>49</sup>（フィルタリングを含む）の利用率は非常に低く、全体の6%にとどまっている。ペアレンタルコントロールを利用していない理由は、「無料サービスの存在を知らなかった」が55%、「携帯電話の危険についてはよく説明してあり、子どもを信頼している」が34%であった。

<sup>47</sup> <http://www.internetsanscrainte.fr/s-informer/etude-jeunes-e-enfanceipsos-juin-2009>

<sup>48</sup> 上院報告書からの引用。

<sup>49</sup> ペアレンタルコントロールとは、DVDやインターネット、携帯電話などの電子メディアにおいて、性的表現や暴力的表現など子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツに対して、親が視聴・利用制限をかけること、また、そのための装置やソフトウェアの機能のことを指す。



(8) 青少年のインターネット利用に関する親子間の話し合い並びにルール設定の有無及び内容

「e-enfance」が「Ipsos」に発注し、9～17歳の青少年500人を対象に2009年6月に実施された調査によると、親が設定するインターネット使用に関するルールを設定しても、子どもはなおかつリスクを伴う利用方法を続けているという実態が垣間みられる。子どもの65%は親の目が届かない、あるいは、理解が及ばないことを見越して、親の定めたルールのうち少なくとも一つは無視している。インターネット利用において、子どもは親よりも知識のうえで優位に立っていると考え、親の陰で自分のしたいことができると思いきむ傾向がある。そして、子どもの年齢が高くなるにつれこの傾向は強くなる（13歳では65%が、15～17歳では76%が「親の目をかいくぐって自分のしたいことができる」と答えている）。

親がインターネット利用に関するルールを決めていると答えた子どもは全体の95%に上る。ルールの内容は以下のとおりである。

- ・ 見知らぬ人と約束して1人で会いに行かない
- ・ 知らない人からのメッセージには返信しない
- ・ 個人情報には明かさない

「e-enfance」では親子間でいくつかのルール取り決めに提案している。親に対して推奨しているのは以下の点である。

- ・ (2006年からプロバイダに無料提供が義務づけられた) フィルタリングを利用する。ソフトの性能は高くなってきており、ポルノ、賭博、チャットなどを閲覧制限することができるものも多いが、100%ソフトによるコントロールに頼ることは危険である。親の慎重な利用を推奨する。
- ・ 家族一人一人に別の設定を行う。
- ・ 接続時間を制限する。インターネットとインスタントメッセージの接続時間を制限する専用のコントロールソフトを利用する。
- ・ ゲーム時間を制限する。ゲーム中毒防止のため、マイクロソフト社では、ゲーム機に時間制限機能を付加している。
- ・ メッセージのコンタクト先を規制する。見知らぬ人物とのコンタクトや個人情報の流布を防ぐ。
- ・ 携帯電話にもペアレンタルコントロール機能をつける。

家族省家族問題各省連絡委員会が2005年に「Ifop」に発注した2件の意識調査<sup>50</sup>によると、子どものインターネット利用状況を親が適切に理解していないことから、親子間の話し合いも噛み合わないことが多く、インターネットが家族内での会話に上ることもあまりないとの

<sup>50</sup> [http://www.travail-solidarite.gouv.fr/IMG/pdf/internet\\_ado\\_fiches.pdf](http://www.travail-solidarite.gouv.fr/IMG/pdf/internet_ado_fiches.pdf)

結果が出ている。

子どもの33%が「インターネット利用について親とよく話をする」と回答しているが、「まったく話さない」と回答した子どもは19%に上る。話をしない人は、「親はインターネットに興味がないから」(68%)、「話したくないから」(40%)等の理由をあげている。

これに対し、親は子どもの回答に比べ子どもとのコミュニケーション能力を過大評価しているふしがある。「インターネット利用について子どもとよく話をする」と答えた親は41%に上っている。「まったく話さない」と答えた親は20%で、子どもの回答とほぼ一致している。

「インターネット利用について親とよく話をする」と回答した子どものうち、91%が「利用した内容をそのまま話している」と回答している。話の内容で次に多いのは、インターネットに費やした時間(55%)で、インターネットの利用にともなうリスク(48%)や、インターネット上で知り合った人(44%)について親と話をする子どもは、全体の中では少数である。

また、上述した「e-enfance/Ipsos 2009<sup>51</sup>」によると、68%は、子どもがインターネットで何をして何を見ているかについて、意識的に子どもと話し合うことはしていないと回答している。47%がリスクの存在を認めつつも、実際に子どもがリスクを冒しているとは考えていない。

子どものインターネットや携帯電話、ビデオゲームの使用に関する無料の電話アシスタンスサービスを「必要不可欠」あるいは「重要」と答えた人は92%に上る。

また、過半数は子どもの自主性に任せ、自己責任でインターネットを利用させている。53%は、「子どもはインターネット上で危険を冒すことはない」と回答し、「子どもが個人情報(写真、住所、電話番号、氏名など)を明らかにすることはないと回答した人は78%に上った。

その他、主要な調査結果は以下のとおりである。

- ・ 77%は、「子どもがチャットやフォーラムで悪意ある人からの誘いを受けることはない」と考えている。
- ・ 84%は、「子どもが脅しや恐喝を受けることはない」と考えている。
- ・ 79%は、「子どもがプライベートな写真や動画をインターネットに掲載することはない」と考えている。
- ・ 78%は、「子どもが脅迫やからかいの電話を受けることはない」と考えている。

この結果は、親の子どもへの信頼が強く、極端に楽観的な態度が子どもの現実とかけ離れている点を示されている。

---

<sup>51</sup> <http://www.ipsos.fr/CanalIpsos/articles/2756.asp>